

令和4年第6回臨時会

# 清里町議会会議録

令和4年11月29日 開会

令和4年11月29日 閉会

清里町議会

## 令和4年第6回清里町議会臨時会会議録（11月29日）

令和4年第6回清里町議会臨時会は、清里町議会議事堂に招集された。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

### 5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

### 6. 早退議員は次のとおりである。

なし

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	榎引政明
教育長	岸本幸雄
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚
生涯学習課長	熊谷雄二
生涯学習課参与	新輪誠一

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

承認第 9号	令和4年度清里町一般会計補正予算（第5号）専決処分承認について
議案第55号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第56号	清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第57号	清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第58号	清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号	令和4年度清里町一般会計補正予算（第6号）
議案第60号	令和4年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただいまの、出席議員数は9名です。

ただいまから、令和4年第6回清里町議会臨時会を開会します。

○議長（田中誠君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番 村島健二君、1番 岡本英明君を指名します。

●日程第2 会期の決定

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告いたします。本臨時会の会期につきまして、本日、議会運営委員会を開催し本臨時会の運営について協議した結果、提出される議案の件数及び内容により、本日1日間とすることが適当と判断いたしました。

以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。

本臨時会の会期は、委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。議会事務局長。

## ○議会事務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告4点につきまして、御報告を申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議等の出席報告についてであります。

(1) オホーツク圏活性化期成会北海道要望活動について、10月21日、札幌市において行われ、前中副議長が総務1班として出席しております。北海道特別職、副知事、総合政策部、環境生活部に対し、記載の内容について、要望を行っております。

(2) 北網ブロック市・町議会正副議長会議について。10月28日、美幌町で開催され、前中副議長が出席しております。北見市議会、網走市議会を含む、10の市町議会正副議長により、共通する課題等について協議、情報交換が行われました。

(3) 斜里郡3町議会議長等による日本赤十字社本社への要請について。11月9日、田中議長が出席し、東京、日本赤十字社本社へ、地域医療の充実について要請を行ったところでございます。

2ページを御覧ください。

(4) 第66回町村議会議長全国大会について。11月9日、東京都で開催され、田中議長が出席しております。決議、特別決議3件、要望28件、各地区要望が採択され、関係省庁に要請活動等がなされたところでございます。3ページを御覧ください。

(5) 第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会について。(4)の町村議会議長全国大会に引き続き開催され、決議採択及び要望8件について、関係省庁に要請活動が行われたところでございます。

(6) オホーツク町村議会議長会府県行政委託調査について。11月10日から11日までの2日間、千葉県を調査地として行われ、田中議長が出席しております。記載の調査内容について、先進事例の研修及び視察を行い、研鑽を深めたところでございます。4ページを御覧ください。

(7) 北網ブロック町議会議員研修会について。11月18日、置戸町で開催され、全議員が出席しております。食のまちづくりについて、置戸町の食のアドバイザー 佐々木 十美 氏からの講演を聞き、研鑽を深めたところでございます。

(8) 北海道横断自動車道 北見・網走間建設促進期成会秋季要望活動について。11月25日開催され、田中議長が出席しております。道内選出国會議員、国土交通省、財務省に対し、記載の内容について要望を行っております。

(9) 一部事務組合の会議等及び5ページ (10) その他の主な会議・行事等について。記載の会議・行事等に議長をはじめ、各議員が出席しておりますので、御報告を申し上げます。

2点目、常任委員会等各委員会の開催状況について。

(1) 総務文教常任委員会から(3) 議会運営委員会まで、記載の期日案件で会議が開催されておりますので御報告を申し上げます。

3点目、例月現金出納検査の結果について。令和4年9月分、10月分につきまして、12ページから13ページのとおり提出されております。いずれも、検査の結果は適正であるとの報告でございます。

4点目、令和4年第6回清里町議会臨時会説明員等の報告について、14ページのとおりとなっておりますので、御参照をいただきたいと存じます。

以上で、議長諸般の報告を終わります。

## ○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

## ●日程第4 町長一般行政報告

### ○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

### ○町長（櫛引政明君）

それでは町長一般行政報告を申し上げたいと存じます。

まず、大きなIの主要事業の報告でございます。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。9月26日以降、感染者数の全数報告がなくなり、本町における新規感染者数についても全数把握がされておりましたが、新聞報道では、北海道及び振興局管内の届出のあった人数について報告がされております。

10月までは一進一退を繰り返しておりましたが、11月に入ってから急速に拡大し、予断の許さない状況となっておりますので、マスクの着用、手指の消毒、ソーシャルディスタンスなど、基本的な感染予防行動の励行につきまして、ホームページなどを通じ、徹底した取組をお願いしているところでございます。

次に2ページになりますがワクチンの接種状況でございます。記載のとおりでございますが、北海道との比較におきましても順調に接種が進んでいる、そんな内容になってございます。

次に2点目の職員の自死事案に係る公務災害認定請求についてでございます。

本件につきましては、4月5日に地方公務員災害補償基金北海道支部宛てに、公務災害認定請求書類を進達をいたしておりましたところ、10月28日付をもって認定通知を受理したところでございます。

また、遺族側に対しましても、同通知が届いていることを、確認を致したところであります。

なお、認定に伴い、今後遺族補償年金等の支払いが予定されますが、それらにつきましては、補償基金にて積算支払いが行われることとなり、町においては災害補償の算定に含まれない逸失利益や慰謝料などについて、所要額の支払いが生じてくることが想定されておりますので、適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目のツルハドラッグの出店についてであります。誘致協議をさせていただいておりましたドラッグストア、ツルハドラッグが本町に出店することが、11月4日開催の取締役会において決定をいたしましたので、ここに報告をさせていただきます。

なお、店舗予定地につきましては、きよ～るの道道沿いの北側の駐車場でありまして、店舗の規模は、売場面積で約1,204平方メートル、店舗については清里町が建設し、運営はツルハによるテナント運営という内容になってまいります。

また、オープンにつきましては、令和5年の11月中旬を予定しているとのことであります。

次に、4点目の斜里地区消防組合議会第3回臨時会についてであります。9月22日、斜里町総合庁舎3階議事堂にて開催がされております。付議案件は記載の3件でありまして、全て原案のとおり可決、決定がされたものであります。

次に3ページを御覧ください。

5点目の北朝鮮弾道ミサイル発射に伴う対応についてであります。

10月4日午前7時27分、北朝鮮から北海道、東北地方に向け、ミサイルが発射をされておりました。Jアラートによる通信がございましたので、清里町国民保護計画に基づき、緊急事態連絡室を設置し、情報の収集と落下物及び被害状況等について調査対応を行いました。

特に被害などもなく、正午をもちまして緊急事態連絡室を解散した次第であります。

次に、6点目の旭日双光章 前清里町長 橋場 博 氏の御逝去についてでございます。

去る、10月5日午前9時20分、札幌市にて御逝去をされております。10月7日通夜、8日葬儀・告別式が執り行われております。ここに改めて町民の皆さんとともに、哀悼の誠を捧げ、心から御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

次に、7点目の北海道結志会地域政策懇談会についてであります。

10月11日、網走オホーツク・文化交流センターにて開催がされております。先に提出をいたしておりました記載の要望事項8項目につきまして、取組状況についての説明をいただいた後、意見交換が行われたものでございます。

次に、8点目の国道334号道路、整備促進地域連携会議要請活動についてであります。

10月14日に網走開発建設部に、10月26日に北海道開発局に対しまして、整備予算の確保と記載の要望箇所に係る工事の早期整備について、要請活動を行ったものでございます。

次に、9点目の農業・農村整備の集いについてであります。

10月20日、東京、砂防会館にて開催がされております。主催者挨拶に次いで、農林水産大臣ほか2名の方からの来賓挨拶の後に、要請・決議文の採択、事例発表、情勢報告が行われ、盛会のうち閉会をいたしております。

4ページをお開きください。

10点目のオホーツク圏活性化期成会秋季要望活動についてであります。

10月21日、北海道に対しまして要請活動を行ったものであります。私は建設経済班長として、関係の首長及び議長とともに、記載の5項目について関係部局に要請活動を行ったものでございます。全体では5班編成により要望活動が行われております。

次に、11点目の北海道町村会政策懇談会についてであります。

10月27日、ポールスター札幌にて開催がされております。午前の部では、環境省の地域脱炭素推進総括官より記念講演をいただき、午後の部では、総務建設、民生文教、農林水産の3分科会による政策懇談が行われたものでありまして、私は総務建設分科会に参加をし、大規模広域災害と観光事業の再構築に向けた取組等について政策懇談を行ったものであります。

次に、12点目のオホーツク町村会第2回臨時総会についてでございます。

10月27日ポールスター札幌にて開催がされております。付議案件につきましては、記載の5件でありまして、全て原案どおりに可決、決定がされております。

次に、13点目の日本で最も美しい村連合審査についてであります。

8月25、26日の両日に渡り、再審査が行われました。この審査につきましては、5年に1度行われる認定されている資源が維持、継承されているかなどを調査するものでありまして、町内の自然景観、農村景観、町並みなどを視察した後に、町の取組などのヒアリングを行い、審査が行われたものであります。結果につきましては、11月8日付をもって、審査通過決定の通知を受けたところでございます。

次に、14点目の安全安心の道づくりを求める全国大会についてであります。

11月9日、東京、砂防会館にて開催がされております。主催者挨拶に次いで国土交通大臣ほか衆参国土交通委員長からの来賓挨拶の後、全国高速道路建設協議会及び道路整備促進期成同盟全国協議会からの意見発表と大会決議を採択し、閉会をいたしたものであります。

なお、大会終了後は都道府県ごとに衆参国会議員に、また、大会委員において政府等役員に対し要請活動が行われたものでございます。

次、5ページを御覧ください。

15点目の自由民主党移動政調会についてであります。

11月12日、北見市のホテルプラザにて開催がされております。武部新衆議院議員、高橋文明北海道議会議員に対しまして、記載の要望事項16項目について、田中町議会議長、石井農協組合長、そして私において要請活動を行ったものでございます。

次に、16点目の北海道酪農振興町村長会議の中央要請についてであります。

11月16日、道内選出国會議員と農林水産省政務三役をはじめ、関係部局に対しまして、記載の要請活動を行ったものであります。特に配合飼料の価格高騰並びに生乳の生産量調整に対しましては、強く要請を実施したところでございます。

次に、17点目の全国町村長大会についてであります。

11月17日、東京、ホテルニューオータニにて開催がされております。全国町村会会長の挨拶の後、岸田内閣総理大臣、細田衆議院議長ほか5名の方からの来賓挨拶と月尾東京大学名誉教授からの応援メッセージに続き、大会次第に基づき17項目に渡る大会決議と特別決議2件、緊急決議1件、それから35項目に渡る要望事項と13項目の重点事項を採択し、国會議員を初め、政府及び関係省庁に対し要請活動を行ったものでございます。

次に6ページをお開き願います。

18点目の北海道「命の道づくり」を求める東京大会についてであります。

11月18日、東京、全社協の灘尾ホールにて開催がされております。直接会議とWEB方式での参加でありまして、副町長がWEB方式により参加をいたしております。

鈴木北海道知事の主催者挨拶と、国土交通副大臣以下3名の方からの来賓挨拶の後に、札幌市と富良野市の両市長、中川町長並びに北海道の地域と道をつなぐネットワーク連携会議からの意見発表と大会決議を採択し、閉会をいたしております。

なお、大会終了後におきましては、財務省、国土交通省に対し、要望活動が行われております。

次に、19点目の自由民主党・山村振興特別委員会との意見交換会についてであります。

11月18日、自民党本部にて開催がされております。山村振興特別委員長であります奥野委員長ほか5名の国會議員と総務省以下8省庁の所管職員、全国山村振興連盟正副会長により、山村地域における生活環境や産業経済などの諸問題と施策に対する要望並びに令和5年度の山村振興関係予算について、意見交換が行われたものであります。

次に、20点目の全国山村振興連盟定期総会についてであります。

11月18日、東京、グランドアーク半蔵門にて開催がされております。主催者挨拶に次いで、農林水産大臣、自由民主党山村振興特別委員会委員長からの来賓挨拶の後に、記載の令和5年度山村振興関連予算施策に関する要望と大会決議を採択し、閉会をいたしたものであります。

なお、大会決議及び要望事項につきましては、正副会長におきまして、関係国會議員並びに省庁に対して要請活動が行われております。

次に、21点目の全国土地改良大会の開催についてであります。

11月22日、沖縄県、沖縄アリーナにて開催がされております。全国土地改良事業団体連合会会長の二階会長からの主催者挨拶に次いで、沖縄県知事、及び沖縄市長からの歓迎挨拶の後に、農林水産副大臣、沖縄県選出国會議員からの来賓祝辞に続いて、基調講演、土地改良事業功労者表彰、優良事例の発表の後、大会宣言を採択し、次期開催県になります福井県に大会旗を引継ぎ、盛会のうちに閉会をいたしたところであります。

次に、22点目の北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催についてであります。

11月22日、ホテル・ライフオート札幌にて開催がされております。付議事案につきましては記載の6件でありまして、全て原案どおりに可決、決定がされたものでございます。

次、7ページを御覧いただきたいと思います。

23点目の北海道横断自動車道北見・網走間の建設促進期成会秋季要望活動についてであります。

11月25日、管内選出の国会議員及び財務省、国土交通省に対し、要請活動が行われたものであります。特に、北見端野・美幌高野間の整備促進と、女満別空港・網走間の計画段階評価に基づく、第3回目の北海道地方小委員会の開催について、強く要請を行ったものでございます。

次に、大きなⅡの主な会議・行事等の報告についてであります。

国道334号道路整備促進地域連携会議総会についてであります。

9月20日、小清水町役場にて開催がされておりました、記載の報告・協議事項について、議決・決定がされております。協議事項②の役員の確認につきましては、令和5年度及び6年度の会長には美幌町長、副会長には小清水町長が当たることを確認したものであります。

次に、北網地区市町長会議についてであります。

10月6日、置戸町にて開催がされておりました、記載の報告事項及び事業計画について協議の後、定年制の延長制度と人事確保についての意見交換が行われております。

また、オホーツク総合振興局からは、マイナンバーカード交付の取組についての情報提供がされたものでございます。

次に、清里町農民連盟との懇談会についてであります。

10月7日、町民会館にて開催がされておりました、農民連盟委員長ほか役員の皆さんと、地域代表の皆さんとによる懇談でございまして、記載の3項目について意見交換が行われ、特に生産資材高騰につきましては、支援要請をいただいているところでもございます。

次に、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会についてであります。

10月12日、北見市、ホテル黒部にて開催がされております。北海道森林管理局からの情報提供と市町村からの意見・要望などに対しまして、意見交換が行われたものでございます。

なお、本町からは国有防風保安林の管理道路の整備と有害鳥獣エソシカ確保について、国有林内での継続実施の要望を強く行ったところであります。

次に8ページをお開きください。清里町顕彰式・表彰式についてであります。

11月2日、町民会館にて開催がされております。顕彰条例に基づき、記載の自治功労（甲）2名、自治功労（乙）1名、社会福祉功労1名、教育文化体育功労1名の計5名の方に顕彰状及び記章を、表彰規則に基づき善行表彰を1団体にそれぞれ授与させていただいたものでございます。受章されました皆さんに対しまして、改めてお祝いを申し上げる次第でございます。

次に、清里町総合教育会議についてであります。

11月4日、町民会館にて開催がされております。GIGAスクールの取組とICT教育、部活動の地域移行。その他、全国学力・学習状況調査や清里高校の入学希望者の見通しなどについて事務局より報告説明をいただいた後に、それぞれの項目につきまして、意見交換が行われたものでございます。

次に、清里町地域振興懇話会についてであります。

11月15日、役場3階各種委員会室にて開催がされております。記載の関係機関の代表者の方々の御出席をいただき、今年度の清里町の主要事業及び施策、並びに事業の進捗状況などについて報告をさせていただいた後に、各関係機関団体より物価高騰に関する問題や対応策などにつ

いて意見交換が行われたものでございます。

以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

#### ○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。古谷一夫君。

#### ○2番（古谷一夫君）

2点目の職員自死事案に係る公務災害認定請求の事実関係と今後の町の対応について、基本的な考え方について、2点御質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど町長から、10月28日に地方公務員災害補償基金の方から正式に公務上の災害として認定された通知があった。今後については遺族補償について、公務補償災害補償基金以外の部分についての御遺族の逸失利益等について適切に対応していきたいという御報告を受けたところでございますけれども。

まず1点目として、令和3年の2月末に本事案が生じて、約1年9か月経過した中において、新たな段階といえますか、公務災害の認定という、そういった形に入ったというふうに受け止めていきたい。このように考えております。

本事案の経過の中で、まず町が委任した弁護士事務所による調査報告。さらに議会においては特別委員会を設置した中、委任した弁護士事務所の報告書等の検証。さらには本事案の背景、加えて今後の同様の事案の発生の防止に向けての提案というものを行ってきたところでございますけれども。

今回、新たに公務災害の認定という部分については、当然、法律上、具体的に申し上げますと労働基準法等やパワハラ防止法等そういったものにおいて生じた部分での一定の基準の中において、ある意味では法的な裏付けをもって、その裏付けを基準とした中において、公務災害というふうな形の認定が行われた。このように理解をしていきたいと思えます。

当然、本事案の検証の中において、町側もしっかりと検証されたというふうに認識してるところでございますが、一つとしては、パワハラそのものがあったという形の中において、非違行為の事実の認定。そうした非違行為は行われたと事実認定下における町としての使用者責任。こういったものがしっかりと今回の公務災害認定の中において、確認されたというふうに事実関係としては受け止めておられるのか。

また、こういった一連の、極めて公の部分での公務災害の認定という事実に至ったその責任の重要性に対する受け止め方、こういったものをどのように町長自身が御認識されているのか、特に使用者責任ということが多く問われているというふうに考えるところでございますけれども、その辺の基本的な受け止め方をまず1点お伺いしたい。

それから、2点目については、先ほど一般行政報告の中であったとおり、今後予想される公務災害の補償協会基金からの損失等に係る部分を除いた、町として国家賠償法に伴う補償、これが生じてくることが予想されるわけですが、それに対する基本的姿勢。

先ほど町長は、適切に対応というような御説明をされているというふうに認識をするわけでございますが、この事案発生以降、町長は繰り返し、御遺族に対しては誠意を持って対応していくという発言を繰り返しされておりますし、また、事案発生の調査に伴う事実関係については、町としては争う考えはないということも合わせて表明されているところでございます。

当然、国家賠償法に伴う町としての損失補償、賠償。これについては、議会の議決行為を伴うものであり、基本的な現段階における町としての補償に対する考え方、姿勢、どのように持って

おられるのか。

また、併せて、国家賠償法に伴う部分で重大な過失や違法行為があって、国家賠償法によって御遺族等に補償を行う場合については、ある意味、求償の考え方っていうのが法律的にあるわけですけども、原因者、責任者における求償。こういったものを現時点でどのように考えているのか。併せて、基本的な事項ですので、現時点における考え方を御答弁願いたいと存じます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

町長の一般行政報告に対する御質問であります。職員の自死案件に係る公務災害認定請求の関係であります。

基本的に御遺族さんが今回の原因調査の結果を踏まえながら、公務災害に該当するだろうということで協会に申請が上がった訳でありまして、町としては原因調査を行っておりまして、その結果、パワハラ等による違法行為が認められるとその報告の中にありましたので、そのつもりで臨んできたつもりでありますし、また議会においても特別委員会が設置をされて、その中においても、特に理事者に対する責任は重大なものがあるということでの御指摘をいただけてきたものであります。

基本的にこの公務災害認定というのは、基金協会が行うものでありますけれども、私どもも先ほど来申し上げておりますように、原因調査及び議会での特別委員会の結果を踏まえた中で適切に処置をしていかなければなりませんし、しっかりそれを受け止めた結果というふうに、理解をしているところであります。

それから、今後生じてくるかもしれません可能性のある逸失利益または慰謝料などについての関係であります。これについては今まだ、御遺族さんの方から町に対して請求が上がってきてはおりません。今後の対応の中で、必要があれば上がってくる内容になるんだろうというふうに思っております。それを踏まえながら、御遺族さん側にも弁護士さんがおりますし、町も弁護士さんをお願いをしております。具体的な内容になると、積算の中身等については、我々では計り知れないものがございますので、弁護士さんを通しながら、私たちの気持ちとしてその原因調査や特別委員会での結果をしっかりと踏まえた中で、そういう対応をしていかなければならないというふうに考えている次第でございます。

いずれにしろ、これから御遺族さんが弁護士さんを通じて、どういう逸失利益、また慰謝料等について、対応されてくるのか。その結果を見ながら、また議会とも十分にその内容によっては相談をさせていただきたいというふうに考えている次第であります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君

○2番（古谷一夫君）

町長に、今、御答弁いただいたわけですけども。

具体的な中身で漏れてる部分もありますけれども、それは置いて、現実的に町民の皆さん、

それから職員の皆さん、議会においても、やはり非常に当町を取り巻く環境、様々な部分で大変な状況にある中において、できるだけしっかりと、もう一度職員の皆さんもそうでしょうし、町民の皆さん、議会も含めて町民一体となって、この困難な、様々な状況乗り越えて前向きに事を進めていくような、そういった環境を醸成して欲しいというのが偽らざる心境ではないかというふうに私自身も捉えています。

そういった意味で、今町長御答弁いただいた適切なということに加えて、本事案の様々な現在までの町の取組、議会の取組、町民の皆さんからいただいている様々な声、そういったことを受け止めた中においては、やはり速やかに、もし御遺族の方から何らかの形の中で補償等の動きがあった場合については、極めて速やかに、かつ誠意を持って、最終的なそういった事案の解決とはなりませんけれども、前向きな方向性。こういったものを持ちながら臨んでいただきたい。

それが今後の地域振興、町政振興、住民福祉に繋がっていくし、また職員の皆さんの働く意欲、こういったものに繋がっていくんではないか、このように考えますので、強くこの場を借りて、町長にお願い、合わせて要請を申し上げたい。このように思います。

**○議長（田中誠君）**

町長 櫛引政明君。

**○町長（櫛引政明君）**

ありがとうございます。我々としても、御遺族さんに対しまして誠意を持って、そして、そういう課題が出たときについては、速やかに対処できるように。さらにはやはり職員の今後の環境づくり、これが非常に大事になってまいりますので、今まで制定をいただきました条例及び職員の服務規程等、しっかりと対応しながら、明るくて風通しのいい職場づくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

**○議長（田中誠君）**

他。勝又武司君。

**○6番（勝又武司君）**

ちょっと1点だけお伺いしておきたいと思います。

2ページのツルハドラッグストアの出店の関係についてなんですけど、ツルハが清里の方でできるということで、大変嬉しいことかなと思ってます。

ただ、その中で10月18日、常任委員会。そしてこの間の常任委員会と2回議会の方に議員の方に報告がありまして、経過の説明等ございましたけど、7月22日ぐらいから誘致の出店の交渉を始めてみたいなんですけど、大きな店舗ができるということで、商工会等との大なり小なりの影響があるかなと思ってます。その中において、商工会等々のツルハの誘致に関する論議というか、そういうものが十分尽くされた形の中での誘致の結果だったのかどうなのか、そこら辺についてちょっとお伺いしたいかなと思ってます。

**○議長（田中誠君）**

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

今回、行政報告をさせていただきました、ツルハドラッグの清里店の出店の関係でございます。今御質問がありましたように、商工会とはしっかりと連携をとりながら進めてきた内容でありまして、どちらかというところ最初の口利きは商工会側からということも、商工振興計画の中に最も要望が強かったのは、そういうお店の誘致をするべきだというアンケート調査があります。それをしっかりと商工会側も受け止め、町としてもそういう全体的な対応の中で進めさせていただいたということでございます。

そんな中で、少し時間がタイトに、どんどん前向きに進んでいきましたが、やはり相手があることでありますので、そこら辺についてはちょっと前後するところがこれからも多々あるかなと思っておりますが、しっかりと説明をしながら理解を得られるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。池下昇君。

○5番（池下昇君）

私も3点目のツルハドラッグについて、町長にお伺ひしたいと思うんですが。

11月4日にツルハの本社取締役会でこれ出店が決定したということで、町民の多くの方々には非常にツルハができるということで非常に喜んでおられます。

ただ、私がちょっと心配してるのは、ここ数年間、街中が町長も御存じのとおり、本当に疲弊して空き店舗が増えている。そして、そこへ持ってきて、今年も3月の広川歯科医院さんから始まって、大山商店も今営業していない。それと、ENEOSの村尾さんのところもやめてしまった。その他に秋になってから、飲食店も1軒、もうやめてしまったという状況が続いて、この数年の間に本当に街の中がどんどん空き店舗ばかり出来ている状況。

これは町長も1番わかってると思うんですが、これらは郊外に大きな店舗が出来て非常に町民の方は喜んでおられると思うんですが、街の中がどんどんこの疲弊していつてる状況見て、清里町のトップとして、この状況を今後どのように変えていこうというふうに考えておられるのか。現段階でちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ツルハドラッグの出店と町内における空き店舗の関係かなというふうに思います。町としても当初の段階では、中央商店、旧の、今中央商店街協同組合なくなりましたから、旧の中央商店街の中に何とか誘致出来ないかなという考えでやったわけではありますが、出店される側が郊外型、自由に入りのできるそういう場所でないともう成り立たないんだという説明でありました。

出店される側が良いとしながらやっている内容について、我々は全く、そういう商圈の拾い方ってというのは素人でありまして、そこへ押し込んだんでは誘致そのものが、出店そのものがなくなってしまうということがありましたので、今回はそこら辺についても、しっかりと相手側の

要望を聞きながら、町民の皆さんが良かったなと思ってくれるような形で対処しなきゃならないという思いで進めてまいりました。

それと町内の空き店舗の関係、これも商工会でそれなりに今、水面下で動いてるのもあります。実際問題としてですね。ただ、具体的などこまで行っておりませんから、そこら辺については控えなければならないなと思ってますが、私としてもあの中央商店街が、まさか ENEOS がお辞めになり、上斜里薬局がお辞めになり、大山商店、旧関山さんですね、お辞めになり、またフェリスも辞められ、さらに古くには多田呉服店も辞められて、ほとんどもう商圈としての様相を呈していない、本当に残念なことだなというふうに思っておりますが、単純にそこのところが店舗空いたから、そこにまた同じような店舗を持ち込めるかどうかという、今の時代背景をしっかりと踏まえていかなければならないだろうというふうには理解をしておりますが、私としても極めて残念な思いであります。

ただ、これも経済との絡みでありますから、行政的な配慮で、こうだあだあっていう単純にはまいらないかなというふうに思いますが、商工会等も次の空き店舗対策というのは、先ほどのドラッグストアの誘致の次に、町民の皆さんの要望の多い事項でもありますので、商工会さんともしっかりと内容を詰めながら適切に、一時的に来てばっとまた駄目になったっていうのでは大変なことになりますから、やはり持続可能な手法を新たな角度から生み出していくというそういう作業をしていかなければならないだろうと考えておりますので、もう少し暫く時間をいただければというふうに思っているところであります。

今の現状に決して満足をしてるわけじゃなくて、誠に残念な思いであります。私は1軒も地域からシャッターを下げるようなお店が出てこなければという思いで取り組んできたわけですが、やはりそれはそれ、経済がつきまとっているわけでありますので、一方的なことにもならないのかなというふうに思っております。というような少し長くなりましたけれども、今一度、商工会ともしっかりと連携を深めながら進めていきたいというふうに思います。

#### ○議長（田中誠君）

ちょっと、質疑は行政報告の内容の件のみにということで、質問の方をお願いします。池下昇君。

#### ○5番（池下昇君）

今議長、行政報告の中でって。これツルハに関して私は関連してると思うから聞いてるんです。

ツルハができることによって、やはり流れ、人の流れが大幅に変わるっていうふうに思ってるんです。そこは町長も理解していただけるのかなというふうに思うんですが。うちの町にとっては大きな出来事ですから、先ほど町長もおっしゃってましたけども、非常に本当に皆さん喜んでるんですよ。

ただ、このツルハが郊外型ということで、あちらに。当初は、フェリスの後でどうかっていう話もされてたってことも私聞いております。でも、ツルハ自体が郊外型ということで、あちらの場所を選んだということも理解はしております。当然大きな駐車場が必要で、今まであちこちのツルハを見てきた中でも、大きな駐車場を構えてやっておられるわけですから、それは十分理解はしております。ただ、同じ清里町民として、私同じ議員として、やっぱり1つはこうやって大きな店舗ができるとやっぱり流れが変わって、それでなくても町の中がこうやって疲弊している。そこを町長にお伺いしたいわけです。今まで何年間もずっとこうやって、同じ状況がずっと続いてきたんです。今回のツルハの件に関して商工会と連携してやっている。この町の中央商

店街に関しても、商工会と連携をとってやってきてるってお伺いしているんですが、これが長い間ずっと何も変わっていないんです。

そこで、町長であるトップとしての考え方。具体的にどうのこうのという話ではありませんけれども、ぜひ今後、前向きにこの街中を変えていくんだという姿勢を、櫛引町長になって、3期12年になるわけですから、ぜひそういう手腕を活かして、街中の活性化に全力を尽くしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

非常に御心配な向き、私も分かるわけでありまして、中央商店街がこれだけ空き店舗が出た状況の中で、また、商店街の仕組み自体を全面的に考え方も変えていかなければ、昔の姿でそのまま残れるのかっていうのは非常に難しいかなというふうに思ってます。率直なところですね。

それで、やはり商工会さんとも十分に協議をしながら、今後の商店街の在り方、連担式に全部お店が埋まらないと商店街ではないのか。郊外型のやり方っていうのも、ある一面はあるのかなと。だから、車がドアツードアで入っていけるそういう仕組みに変えていかなければ、空き店舗が出たから全部空き店舗のそこを埋めればそれで終わりっていうそういう話ではもうないんじゃないかな——というのは、率直に私としては個人的には思っております。

今後においても御心配の向き多々あるかと思いますが、商工会ともしっかりと連携をとりながら、少しでも賑わいができるように、清里の顔として発展していけるように、最大の努力をしていきたいというふうに考える次第であります。

○議長（田中誠君）

よろしいですか。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

大きなI、主要事業報告であります。

1点目、新型コロナウイルス感染症への対応について。児童生徒の新型コロナウイルス感染に伴い学校内での蔓延防止のため、清里小学校2年生において10月25日から31日までの7日間、及び4年生において10月27日から11月1日までの6日間、学年閉鎖となりました。これに伴い学童保育においても、2年生、4年生において、それぞれ同じ期間休止をしております。

また、清里中学校1年生において、11月5日から9日までの5日間、及び2年生において、11月28日から30日までの3日間学年閉鎖としております。小中学校におきましては、既に学校祭や学芸会、修学旅行等の行事は無事終了いたしました。北海道を初め、全国的にも感染者増

加しておりますので、引き続き感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

2点目、令和4年度北海道町村教育委員会連合会教育長部会研修会について。

10月19日、札幌市において、例年行われております教育長研修会が3年ぶりに開催されました。内容につきましては、スポーツ庁スポーツ戦略官より運動部活動の地域移行と地域スポーツ環境の整備についての行政説明を受けた後、全体を3つの専門委員会に分かれ、私は行財政委員会において、比布町教育長からの比布町における義務教育学校の取組等についての提言発表を受けたところでございます。いずれの内容も、これからの教育行政における重要事項であり、今後の課題解決に向けて参考にまいりたいと考えております。

続いて大きなⅡ、主な会議・行事等の報告であります。

1点目、北見・斜網地区社会教育委員等研修会について。

10月2日、プラネットにおいて、例年行われております研修会が、本年度清里町当番にて開催され、地区内から63名の社会教育委員の方々が参加されました。内容はパネルディスカッション、及びグループワーク等が行われ、地域における社会教育委員の役割等について議論し、研鑽を深められました。

2点目、第31回清里町スポーツフェスティバルについて。

10月10日、スポーツの日に3年ぶりに開催され、清里トレーニングセンターでは、ニュースポーツ体験会として、ボッチャ及びモルックという競技、並びに子供たちの障害物競争が行われました。また、緑ヶ丘公園ではパークゴルフ大会が行われ、大人から子供まで合わせて50名の参加の下、スポーツを通して楽しみながら親睦交流が図られました。

続いて2ページに参りまして、3点目、「これからの高校づくりに関する指針」改訂版（素案）に係る意見を聞く会について。

11月10日、オホーツク教育局を拠点に北海道教育庁高校教育課と管内市町村及び教育委員会並びに小中高等学校をオンラインで結び、管内市町村長を初め、約100名の参加によりまして、現在、道教委が来年4月からの施行に向けて改定作業を進めております「これからの高校づくりに関する指針」改訂版（素案）についての意見交換が行われました。

現行の指針は、平成30年3月に策定されたものであり、その後の社会情勢の急激な変化や中学校卒業生数の減少など、高校を取り巻く環境の変化に対し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、見直しを行うものであり、毎年示される公立高等学校配置計画に直接反映されるものであります。

この中には、清里高校が指定を受けています地域連携特例校に係る人数要件等も示されることから、これまで全道の地域連携特例校が所在する市町村や北海道町村会などを通じ、存続に向けた人数要件の緩和等について要請活動を行ってきております。この日の会議におきましても、各市町村、教育委員会、学校及びPTAより、いろいろな御意見が出されましたが、私からも、素案においては入学者が2年連続で10人未満となった場合、募集停止となっておりますけれども、即募集停止とするのではなく、その後の生徒数の状況等をしっかり見極めた上で、判断してほしい旨、要望したところでございます。

この関係につきましては、今後、道の教育委員会や道議会などの議論を経て、来年3月までに改訂版が策定される予定となっております。

4点目、北海道議会文教委員会の清里高校視察について。

11月21日、道議会文教委員会委員9名による随時調査といたしまして、清里高校で昨年度から行われております遠隔授業配信システム、T-baseを活用した事業等の視察が行われました。

清里高校におきましては、ユネスコスクール認証やコミュニティスクールの導入、ふるさとキャリア教育の推進など小規模校ではありますが、地域連携特例校として特色ある教育活動を実践する中、昨年からは全道に先駆けて、このT-baseによる遠隔授業配信を受け、難関国公立大学の受験にも対応した科目を設置し、清里モデルとして実践されていることから今回の視察、来庁につながったものであります。

当日は、遠隔配信による数学の授業を見学された後、文教委員と生徒との意見交換が行われました。最後に吉川文教委員長より学校や町の取組に対する支援について、道教委に対し、しっかりとバックアップをするように伝えるとのお言葉をいただいたところでございます。

続いて大きな皿、教育委員会の開催状況についてであります。

第6回教育委員会が10月6日に、第7回教育委員会が11月4日に開催され、記載の案件について、それぞれ審議決定されております。

続いて大きな皿、その他。全道大会の出場結果についてであります。

(1) NPGA 全日本パークゴルフ大会 2022 が、9月17、18日、札幌市及び北広島市で開催され、オホーツクチームとして団体戦に出場した山中義和さんが5位に入賞されました。

(2) 第29回北海道中学校新人陸上大会が、同じく9月17、18日、函館市で開催され、清里中学校から3名が出場いたしました。

3ページにまいりまして、(3) 第38回北海道高等学校新人陸上競技大会が、9月21から23日、札幌市で開催され、清里高校から1名が出場いたしました。

(4) 第40回北海道中学校駅伝競走大会が、10月16日、新得町で開催され、清里中学校から記載の7名が出場いたしました。

(5) 第23回全道高等学校英語弁論大会が11月3日、札幌市で開催され、清里高校から1名が出場いたしました。

以上、大人から中高校生まで管内での予選を突破いたしまして、全道大会にて活躍をしております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで教育長一般行政報告を終わります。

## ●日程第6 承認第9号

○議長（田中誠君）

日程第6、承認第9号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第5号）専決処分承認についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました承認第9号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第5号）専決処分承認について、提案理由を説明いたします。

本件につきましては、地方自治法の定めに基づき、専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めます。

今回専決処分したのは、令和4年度清里町一般会計補正予算（第5号）であり、10月18日付をもちまして専決処分させていただきました。次ページをお開きください。

今回の補正予算額は、第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,875万7,000円を追加し、予算の総額を59億606万6,000円とするものです。

それでは歳入歳出予算の補正内容について説明いたします。別冊の令和4年度補正予算に関する説明書、2ページをお開きください。下段の歳出より説明いたします。

2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費につきましては、国によります電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえた家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の現金を給付するための事業でありまして、右記載の事業費2,875万7,000円を追加計上いたします。財源は全て国庫支出金です。

補正後の新型コロナウイルス感染症対策費の項合計額を1億9,162万円といたします。

続いて上段、歳入について説明いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました事業の特定財源分として、右記載の国庫補助金2,875万7,000円を追加計上し、補正後の項合計額を1億5,741万9,000円といたします。

以上で、承認第9号の提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから、承認第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、承認第9号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第5号）専決処分承認については、承認することに決定しました。

## ●日程第7 議案第55号 ～ 日程第10 議案58号

### ○議長（田中誠君）

ここで、日程第7、議案第55号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第58号、清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4件について関連がありますので、一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

### ○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第55号から日程第10、議案第58号までの4件を一括議題とすることに決定しました。

4件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

### ○総務課長（野呂田成人君）

ただいま一括上程されました議案第55号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第58号、清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、都合4件につきまして、一括提案の理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和4年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定につきまして、1点目として、初任給及び若年層を中心に平均0.3%の引上げと、2点目として、令和4年度の勤勉手当を0.1月分引上げ、令和5年度以降の勤勉手当を6月、12月にそれぞれ0.05月分引上げの4年度、5年度の2段階の引上げ勧告となりますので、本町におきましてもこれに準拠するため、一般職、再任用職員、議会議員、町長等、会計年度任用職員の関係給与条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案第55号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたしますので、別冊の審議資料2ページをお開き願います。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で、改正か所にアンダーラインを引いております。

初めに、2ページが第1条関係として令和4年度分となり、第18条第2項第1号中、「100分の95」を「100分の105」に、第2号中、「100分の45」を「100分の50」に改めます。2ページから15ページまでの別表につきましては、別表第1が行政職給料表、8ページからの別表第2が医療職給料表であり、職務給における各号俸の金額の改正となり、説明は省略いたしますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に16ページを御覧ください。16ページは第2条関係として、令和5年度以降の改正内容であり、第18条第2項第1号中、「100分の105」を「100分の100」に、第2号中、「100分の50」を「100分の47.5」に改めるものです。附則につきましては、第1条で施行日を、第1条第2項として、令和4年度分は、令和4年4月1日から適用する旨を、17ページを御覧ください。第2条は、改正条例の適用条項となっております。

続きまして、議案第56号、清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正す

る条例につきまして、御説明を申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表により説明いたしますので、審議資料 18 ページをお開き願います。

本件につきましては、町職員の勤勉手当支給の例に準じ、議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものです。

第 1 条関係、令和 4 年度分として、第 5 条中、「100 分の 215」を「100 分の 225」、第 2 条関係、令和 5 年度以降分として、第 5 条中、「100 分の 225」を「100 分の 220」に改めます。附則につきましては、施行期日の記載となっております。

続きまして、議案第 57 号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表にて御説明いたしますので、審議資料 19 ページを御覧ください。

本件につきましても、町職員の勤勉手当の支給例に準じ、町長等の期末手当について、所要の改正を行うものです。

第 1 条関係、令和 4 年度分として、第 4 条中、「100 分の 215」を「100 分の 225」、第 2 条関係、令和 5 年度以降分として、第 4 条中、「100 分の 225」を「100 分の 220」に改めます。附則につきましては、施行期日の記載となっております。

続きまして、議案第 58 号、清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表により説明いたしますので、審議資料 20 ページをお開き願います。

本件につきましては、町職員給与の初任給及び若年層を中心に、平均 0.3%の引上げの例に準じ、会計年度任用職員の別表について、所要の改正を行うものです。

別表第 1 が行政職給料表、22 ページからの別表第 2 が医療職給料表であり、職務給における各号俸の金額の改正となり、説明は省略いたしますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。23 ページを御覧ください。附則につきましては、第 1 条で施行日を。24 ページをお開きください。第 2 条は、改正条例の適用条項となっております。

以上で、一括提案となりました議案第 55 号から議案第 58 号まで、4 件の提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（田中誠君）**

4 件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

**○議長（田中誠君）**

4 件について一括して討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、原案のと

おり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第 55 号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長(田中誠君)

これから、議案第 56 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第 56 号、清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長(田中誠君)

これから、議案第 57 号を採決します。この採決は、起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第 57 号、清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長(田中誠君)

これから、議案第 58 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第 58 号、清里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

## ●日程第 11 議案第 59 号

○議長(田中誠君)

日程第 11、議案第 59 号、令和 4 年度清里町一般会計補正予算(第 6 号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長（宮津貴司君）**

ただいま上程されました議案第 59 号、令和 4 年度清里町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の主な内容、目的であります。町長の一般行政報告にもございました令和 5 年 11 月のドラッグストアの出店開設に向けた店舗等の施設整備に要する予算措置を講じるものでございます。

補正予算額は第 1 条第 1 項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 1,435 万円を追加し、予算の総額を 59 億 2,041 万 6,000 円とするものです。それでは歳入歳出予算の補正内容について説明いたします。別冊の令和 4 年度補正予算に関する説明書、4 ページをお開きください。下段の歳出より説明いたします。

2 款総務費、3 項開発促進費、1 目企画振興費、地域拠点施設整備事業費につきましては、ドラッグストアの誘致出店の決定に伴い、町が店舗等の施設整備を行い、テナント運営を株式会社ツルハホールディングスが行うこととして合意がなされたので、この度、施設整備に係る経費について計上するものでございます。ちょうど 1 年後の令和 5 年 11 月の出店に向けた施設整備の今後のスケジュールであります。施設本体の整備費用につきましては、国庫補助事業などの活用を視野に、春の着工開始に向け、令和 5 年 3 月での予算措置を想定しながら、施設整備を行っていく予定でございます。

今回の補正予算につきましては、その施設の建設に向けた実施設計業務と建築確認申請に係る諸経費といたしまして、右記載の事業費 1,435 万円を計上いたします。財源は全て一般財源です。補正後の項、総務管理費の合計額を 8,073 万 5,000 円といたします。

続いて、歳入について説明いたします。10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税につきましては、歳出予算の一般財源分として普通交付税 1,435 万円を追加計上し、項の合計額を 26 億 6,371 万 5,000 円といたします。

以上で、議案第 59 号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（田中誠君）**

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

質疑なしと認めます。

**○議長（田中誠君）**

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

**○議長（田中誠君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第 59 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり

り決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 59 号、令和 4 年度清里町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

### ●日程第 12 議案第 60 号

○議長（田中誠君）

日程第 12、議案第 60 号、令和 4 年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

ただいま上程されました議案第 60 号、令和 4 年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 310 万円を追加いたしまして、6,276 万 5,000 円とするものでございます。第 1 条第 2 項につきましては、別冊の清里町簡易水道事業特別会計事項別明細書により、後ほど御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、道道摩周湖斜里線の北海道による整備に伴い発生いたします、配水管移設に係る実施設計業務に対して補正を実施するものでございます。

それでは、令和 4 年度補正予算に関する説明書の 6 ページを御覧ください。

歳出より御説明いたします。2 款施設費、1 項施設整備費、1 目施設整備費につきましては、実施設計に伴う委託料といたしまして 310 万円増額いたします。

上段の歳入を御覧ください。特定財源でございます。3 款繰入金につきまして、簡易水道施設整備基金繰入金 310 万円を増額いたしまして、2,133 万 8,000 円とするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

○議長（田中誠君）

これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 60 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第 60 号、令和 4 年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

**●閉会・閉議宣告**

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 6 回清里町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 53 分